

東京都目黒区立鷹番小学校PTA規約

昭和24年3月 施行 [最終改正：令和6年2月]

第1章 名称

第1条 本会は東京都目黒区立鷹番小学校PTAと称する。本会の事務所を鷹番小学校内におく。

第2章 目的と方針

第2条 本会は、学校、家庭および社会における児童の福祉を増進するため、学校の教育活動と密接に協力し、あわせて会員相互の親睦とその向上をはかることを目的とする。

第3条 本会は、本会の名において営利的事業、政治活動その他、本来の事業以外の活動を目的とするものに関係をもってはならない。

第4条 本会は学校の教育活動には協力するが、学校の管理、教員の人事に干渉しない。

第3章 会員

第5条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者（父母またはこれに代わる人）ならびに本校に勤務する教職員（以下教員という）とする。

第4章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。ただし、相応の事情がある場合、2～4に関して保護者の増減員を認める。

1. 会長1名（保護者）
2. 副会長5名（保護者4 副校長1）
3. 書記5名（保護者4 教員1）
4. 会計3名（保護者2 教員1）

第5章 役員の任務と任期

第7条 役員の任務と任期はつぎの通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括して、すべての集会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。また総会、実行委員会の運営にあたり、会議の司会を担当する。
3. 書記は、総会、実行委員会、PTA行事の、記録広報を担当する。

4. 会計は、本会の財務を管掌し、実行委員会に例月収支を報告するとともに、総会において会計監査を経た決算報告をする。また、必要により会計相談役を1年の任期で任命することができる。

5. 役員の任期は2年とする。ただしやむなき事情で任務を継続できない場合は任期途中でその辞任を認めることとする。その場合、必要に応じて再選出する。

6. 役員の兼任を認めない。

第8条 校長は、本会の運営について指導的助言を与え、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第9条 本会の諸会議は、すべて会員に公開される。ただし、打ち合わせの集会はこの限りではない。

第6章 会計

第10条 本会の経費は、会費と雑収および自発的寄付金をもって支弁する。会費を変更する場合は、ならびに会員に対して寄付を求める場合は、総会の承認を経なければならない。

第11条 本会の会費は一口年額1,800円とする。ただし分納の便法を設ける。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 総会

第13条

1. 総会は本会の最高議決機関であって、5月に総会を開く。総会では前年度会務報告、翌年度の新役員承認、前年度決算、新年度計画説明、予算審議と決定、その他を実施する。
2. 総会は書面もしくはインターネット等を介した方法で開催され、会員の要望、疑問の収集に努力するものとする。議案に対する賛否は議決権行使書（フォーム等）により行う。

第14条 会長は実行委員会が必要と認めた場合または会員の20分の1以上の要求があった場合には臨時総会を招集する。

第15条 総会成立の定足数は会員の10分の1とする。議決には、議決権行使書提出者過半数の同意を要する。

第8章 実行委員会

第16条

1. 実行委員会は、本会の役員、各委員会の担当者をもって構成する。該当以外の会員および教員も必要に応じて参加するものとする。
2. 第1回の実行委員会は、総会以前でも成立するものとする。
3. 年度末に必ず実行委員会を開催する。
4. 役員は、本会の活動について周知徹底をはかるとともに、これに対する会員の要望、疑問の収集に努力し、会員相互の意思疎通をはかる。
5. 集められた資料に基づき、副会長が、問題点を実行委員会に報告、討議する。

第17条 実行委員会はずぎの任務をもつ。

1. 総会で議決または委任された事項の実行。
2. 各委員会で立案された計画の審議決定とその実行。
3. 総会に提出する案件の作成。
4. 年度末に開催する実行委員会で、翌年度の新役員を承認する。この決定は翌年度5月に開催する総会で正式承認するものとする。
5. 実行委員会で必要と認めた場合には、特別委員会を設け、その処理にあたる。この決定については総会承認の手続きを要する。ただし緊急事項の処理についてはこの限りではない。

第9章 各委員会

第18条 本会につぎの各委員会を設け、委員会の委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて再選出する。尚、各学年およびつくし学級の委員選出においては、その実態に応じて考慮することができる。

◎学年委員会

1. 原則、各学級より保護者最大2名の学年委員、教員をもって構成する。
2. 本委員会の運営は各担当者と担当教員があたる。
3. 学級・学年集会において提起された案件を整理して本委員会の判断により、実行委員会に報告、議題とする。
4. 本委員会は規約第2章第4条の趣旨を守り、学校の教育指導の内容や教員人事に介入してはならない。

◎校外活動委員会

1. 原則、各学年より選出された保護者の校外活動委員、教員をもって構成する。
2. 本委員会の運営は各担当者と担当教員があたる。
3. 本校児童に関する社会環境対策を検討し、また他団体との関係事情を把握して、地域に応じた活動を展開し、本委員会に報告協議する。

◎広報委員会

1. 原則、各学年より選出された保護者の広報委員(ただし6年生をのぞく)、教員をもって構成する。
2. 本委員会の運営は各担当者と担当教員があたる。
3. P T A広報誌の製作発行を主とした広報活動にあたる。

◎家庭教育学級委員会

1. 原則、各学年より選出された保護者の家庭教育学級委員(ただし6年生をのぞく)、教員をもって構成する。
2. 本委員会の運営は各担当者と担当教員および会計(保護者)があたる。
3. 目黒区教育委員会からの委託事業、家庭教育学級の運営を主とした活動にあたる。
4. 本委員会は2名以上の保護者の就任により立ち上げることができるが、5名未満の場合には当年度は休止を選択できるものとする。

◎役員選考委員会

1. 原則、各学年より選出された保護者の役員選考委員、教員をもって構成する。
2. 本委員会の運営は各担当者と担当教員があたる。
3. 選考委員会は、役員および会計監査候補者氏名を

年度末に開催する実行委員会の1週間前までに会員に公示しなければならない。

4. 役員および会計監査候補の選考、推薦は発表以前に本人の同意を要する。
5. 公示後、選考委員会以外からも追加推薦できるが会員10名以上の推薦を要し、年度末に開催する実行委員会の前々日までに選考委員会に届け出なければならない。
6. 選考委員会以外から追加推薦があった場合は選挙によって決定する。
7. 新役員および新会計監査は総会において出席者の過半数の承認を要する。
8. 役員および会計監査に欠員を生じた場合は選考委員会が候補者を挙げて実行委員会の承認を得て、その氏名を会員に報告しなければならない。その任期は前任者の残りの期間とする。

◎委員会活動に関するその他の事項

1. 福利厚生、教養、親睦関係の活動については実行委員会がその処理にあたることとする。
2. 渉外事項の生じた場合、臨機に実行委員会がその衝にあたる。
3. これら本会活動に関する予算措置は、定額予算をもってまかなうことを原則とし、各種の自主サークル的な計画については、参加会員の自己負担を加えて実行するものとする。

◎居住地域活動に関する事項

1. 居住地域の行事に関しては、会員の中から希望するものが、主にその任に当たるものとする。

第10章 会計監査

第19条

1. 本会に会計監査をおく。(保護者2名)
2. 会計監査はその年度の会計を監査し、翌年度の総会で決算報告をしなければならない。総会において議決権行使書提出者過半数の承認を要する。
3. 会計監査の任期は2年とする。ただしやむなき事情で任期を継続できない場合は任期途中での辞任を認めることとする。その場合、必要に応じて再選出する。

第11章 慶弔規定

第20条 慶弔規定については別途に定める。

第12章 規約改正

第21条 本規約は総会において議決権行使書提出者過半数の賛成をもって改正することができる。

第13章 付則

第22条 本規約は、令和6年4月1日から実施する。

昭和24年 3月	起
昭和29年 3月	改正
昭和41年 3月	改正
昭和44年 3月	一部改正
昭和47年 3月	改正
昭和48年 4月	改正
昭和51年 3月	一部改正
昭和57年 3月	一部改正
昭和59年 3月	一部改正
昭和63年 6月	一部改正
平成 4年 3月	一部改正
平成 5年 3月	改正
平成 8年 3月	改正
平成17年 5月	一部改正
平成22年12月	一部改正
平成26年 3月	一部改正
平成27年 3月	一部改正
平成29年 3月	一部改正
令和元年12月	一部改正
令和 3年 6月	一部改正
令和 4年 7月	一部改正
令和 5年 6月	一部改正
令和 6年 2月	一部改正

.....

慶 弔 規 定

- 第1条 (父母会員およびその配偶者)
会員およびその配偶者が死亡した場合は、
会の代表者が弔意を表し、弔慰金 10,000 円
(供物料を含む)を贈る。
- 第2条 (児童)
児童死亡の場合は、全会員に通知するとともに
会の代表者が弔意を表し、弔慰金 10,000 円
を贈る。
- 第3条 (教職員)
教職員が死亡した場合には、会の代表者が
弔意を表し、弔慰金 10,000 円(供物料を含
む)を贈る。
- 第4条 教職員が結婚した場合は、祝金 5,000 円を
贈る。
- 第5条 職員については教員に準ずる。
- 第6条 この規定以外の場合は、そのつど役員会で
決める。役員会で相談できない場合は、会長
が決定する。
- 第7条 本規定は、実行委員会の議決を経て変更す
ることができる。
- 第8条 本規定は令和4年7月9日から実施する。